

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成 1 3 年 2 月 7 日	不動産番号	2 4 0 5 0 0 0 2 1 6 5 2 3
所在図番号	余 白				
所 在	三次市三次町 3 6 7 番地 2				余 白
家屋番号	3 6 7 番 2 の 1				余 白
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建	1階	4 9 0	9 6	昭和 5 6 年 5 月 1 日新築
		2階	4 6 2	4 0	
		3階	4 6 2	4 0	
		4階	4 6 2	4 0	
		5階	4 6 2	4 0	
余 白	余 白	余 白			昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 1 3 年 2 月 7 日

表 題 部 (附属建物の表示)				
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	ポンプ室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	8 7 5	余 白
2	浄化槽・ 機械室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	1 7 6 1	余 白
3	集会所	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	8 4 0 0	余 白

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 1 2 年 2 月 1 6 日 第 1 1 6 4 号	原因 平成 1 1 年 1 0 月 1 日雇用・能力開発機構法附則第 6 条第 1 項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 雇用・能力開発機構 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 1 3 年 2 月 7 日
2	所有権移転	平成 1 6 年 1 2 月 9 日 第 1 0 6 7 2 号	原因 平成 1 6 年 3 月 1 日独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第 3 条第 1 項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成 2 2 年 4 月 6 日 第 3 4 2 7 号	原因 平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日売買 所有者 三 次 市
付記 1 号	3 番所有権更正	平成 2 2 年 6 月 1 7 日 第 5 2 3 2 号	原因 錯誤 原因 平成 2 2 年 3 月 3 1 日売買

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 1 3 0 2 9 (3 / 8)

1 / 2



COPY

COPY

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 6 年 6 月 1 0 日
広島法務局三次支局

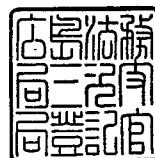
登記官

有 本 和 明

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 1 3 0 2 9 (3 / 8)



2 / 2

表 題 部		(主である建物の表示)		調製	平成13年2月7日	不動産番号	2405000216524
所在図番号		余 白					
所 在		三次市三次町 367番地2				余 白	
家屋番号		367番2の2				余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕		
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建	1階	462	40	昭和56年5月1日新築		
		2階	462	40			
		3階	462	40			
		4階	462	40			
		5階	462	40			
余 白	余 白	余 白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月7日		
表 題 部		(附属建物の表示)					
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
1	プロパン ボンベ室	鉄筋コンクリート造 スレート葺平家建	1600		余 白		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 1 2 年 2 月 1 6 日 第 1 1 6 4 号	原因 平成 1 1 年 1 0 月 1 日雇用・能力開発機 構法附則第 6 条第 1 項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 2 月 7 日
2	所有権移転	平成 1 6 年 1 2 月 9 日 第 1 0 6 7 3 号	原因 平成 1 6 年 3 月 1 日独立行政法人雇用・ 能力開発機構法附則第 3 条第 1 項により承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成 2 2 年 4 月 6 日 第 3 4 2 7 号	原因 平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日売買 所有者 三 次 市
付記 1 号	3 番所有権更正	平成 2 2 年 6 月 1 7 日 第 5 2 3 2 号	原因 錯誤 原因 平成 2 2 年 3 月 3 1 日売買



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 1 3 0 2 9 (4 / 8)

1 / 2

COPY

COPY

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 6 年 6 月 1 0 日
広島法務局三次支局

登記官

有 本 和 明

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D13029 (4 / 8)

2 / 2

